

保育園申込みに関する重要事項確認書

確認事項をお読みになり、署名をお願いします。

確 認 事 項		
入所申込みについて	1	申込前に「苅田町保育施設等利用のご案内」を読み、内容を理解しました。
	2	保育が必要な事由に該当することを確認し、入園申込みをしました。
	3	入園申込みに必要な書類をすべて揃えて提出します。記載内容に虚偽はありません。
	4	提出いただいた書類で保護者の状況がわからない場合、追加の書類を求めることがあります。
	5	申請書類に不備があった場合、申請・入園・在園が無効・取り消しとなることを理解し、申請します。
	6	申込書の有効期限は、入園を希望する年度の末日までです（ただし、求職、出産、就学等の場合は、認定の有効期限を限度とします）。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。また、町外へ転出される方が町内の保育園を利用できるのは、原則転出した年度の3月末までです。
認定事由について	7	育児休業から職場復帰する場合は、復帰月から「就労」の認定とします。ただし、入所希望月の翌月15日までに復職する場合に限り、復職する月の前月を入園希望月（慣らし保育）にすることができます。
	8	「出産」を認定事由とした在園期間は、出産予定日の8週前にあたる日の属する月の初日から出産後8週を経過する日の属する月の末日までです。
	9	「求職」認定での在園期間は2か月以内です。 この期間中（2か月以内）に就労し、就労証明書の提出ができなかった場合は、退園となります。
	10	「就学」を認定事由とした在園期間は、卒業・修了までの期間です。
認定時間・期間について	11	認定された保育の利用時間（標準時間・短時間）は、最大利用可能時間であり、施設での実際の保育時間ではありません。実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて利用開始後に入園が決定した施設が決定します。
	12	就労時間に変更がある場合は、保育の必要量が変わる可能性がありますので、変更がある前月20日までにこども課へ就労証明書を提出してください。
	13	申込後に、仕事や家族構成（婚姻、離婚、祖父母との同居等）その他申込内容に変更があった場合は、速やかにこども課へ必要な書類を提出します。その場合、書類を提出した翌月から認定内容等が変更となります。
	14	保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退園となります。退園する月末の1週間前までに、退園届をこども課へ提出してください。
	15	上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳に達する日の属する月の末日までとなります。ただし、下の子の入所申請において入所できなかった場合は、上の子は年度末まで在籍が可能です。
保育料について	16	保育料決定に必要な住民税に関する資料の提出もしくは申告を、町が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層で決定されます。
	17	保育料等は、必ず毎月指定された期日までに支払います。保育料は1か月単位です。 月の途中で退園した場合でも、その月の保育料の支払いは発生します。
	18	保育料の納付は、原則口座引き落としにて納付します。
	19	保育料を滞納したときは、児童手当から充当し支払うことに同意します。また、滞納処分（差押え等）されても異議はありません。

入所を希望する園にチェックしてください（見学をしていない園も含めてチェックしてください）

☐善立寺 ☐青い鳥 ☐与原 ☐白川 ☐第1ひまわり ☐第2ひまわり ☐若久青い鳥 ☐青い鳥分園 ☐与原のびのび

上記確認事項について全て確認し、同意の上、申請します。

申請児童氏名・生年月日

令和 年 月 日生
令和 年 月 日生

令和 年 月 日

保護者署名欄